第12期 定時株主総会 招集ご通知

Caster

開催日時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時（配信開始予定時刻午前9時30分）

開催方法

場所の定めのない株主総会
（バーチャルオンリー株主総会）
※インターネット上でのみの開催となります。
株主様にご来場いただく会場はございません。

株式会社キャスター

証券コード：9331

■ 決議事項

第１号議案　取締役３名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件

■ 目　次

第12期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 12
事業報告 …… 22

証券コード9331
2026年11月11日

株　主　各　位

宮崎県西都市鹿野田11365番地1
株式会社キャスター
代表取締役　　中川　祥太

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会」の順に選択の上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://caster.co.jp/ir/

電子提供措置事項は、上記インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できなかった場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、当社名（キャスター）又は証券コード（9331）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会招集通知／株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧下さいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、本総会は当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます。）といたします。

本総会には、株主の皆さまが実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席下さいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、６頁記載の【バーチャルオンリー株主総会のご案内】をご確認下さい。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を事前に行使することができますので、議決権の事前行使をお願い申し上げます。議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第12期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討下さいまして、後述のご案内に従って2026年11月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時	**2026年11月26日（木曜日）午前10時00分** ※オンライン配信開始は午前9時30分を予定しております。 ※通信障害等により本総会を上記日時に開催することができない場合には、予備日として2026年11月27日（金曜日）午前10時より、開催いたします。 当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（https://caster.co.jp/ir/）で、お知らせいたします。
開催方法	本総会は場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）として開催いたします（6頁～11頁参照）。 ※完全オンラインでの開催のため株主様が実際にご来場いただける会場はございません。
目的事項	報告事項　1．第12期（2025年9月1日から2026年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第12期（2025年9月1日から2026年8月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 **第1号議案　取締役3名選任の件** **第2号議案　監査役3名選任の件**
議決権の行使についてのご案内	後述の「議決権行使のご案内」（4頁）、「インターネットによる議決権行使方法のご案内」（5頁）、「バーチャルオンリー株主総会のご案内」（6頁～11頁）をご参照下さい。

以　上

～～～

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

事前に議決権を行使される場合

書面（郵送）で議決権を行使される場合

行使期限 **2026年11月25日（水曜日）午後6時到着分まで**



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函下さい。

インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 **2026年11月25日（水曜日）午後6時まで**



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に沿って、議案に対する賛否をご入力下さい。

詳細は次頁をご参照ください

事前の議決権行使のお取り扱いについて

- ●書面（郵送）により議決権を行使された場合において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- ●書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ●インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ●バーチャルオンリー株主総会に出席された場合における事前の議決権行使のお取り扱いについては、７頁の「バーチャルオンリー株主総会にあたってのご注意事項」をご参照下さい。

バーチャルオンリー株主総会にご出席される場合



日時 **2026年11月26日（木曜日）午前10時**
（オンライン配信開始は午前９時30分を予定しております。）

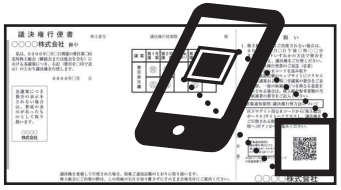
６頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従い株主総会にご出席の上、議決権をご行使下さい。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年11月25日（水曜日）午後6時まで

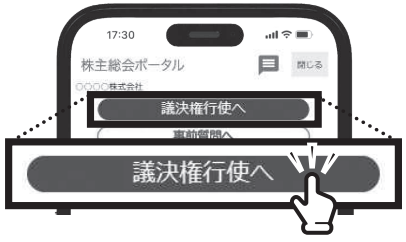
スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上、アクセスして下さい。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶https://www.web54.net

事前質問受付のご案内

事前質問受付期間　2026年11月12日（木曜日）9時00分～11月19日（木曜日）17時00分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力下さい。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承下さい。

ご注意事項

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031
（受付時間　9時～21時）

ぜひQ&Aも
ご確認下さい。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本総会は、インターネット上のみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席下さいますようお願い申し上げます。

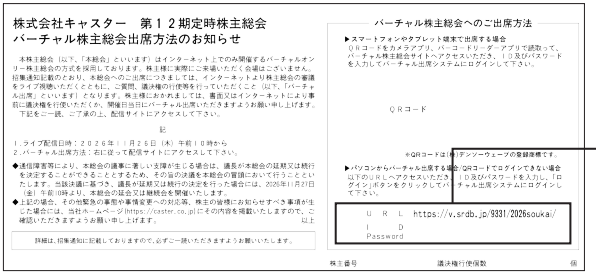
株主様におかれましては、以下にご案内する方法により、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことが可能となるとともに、ご質問及び議決権行使の機会がございます。

①株主様専用ウェブアドレスへアクセス

配信日時	2026年11月26日（木曜日）開催 10時00分 ※午前9時30分よりログインいただけます。
ウェブサイト	https://v.srdb.jp/9331/2026soukai/

②株主様専用ウェブサイトへログイン

株主様専用ウェブサイトにアクセスいただくと、Aの画面が表示されます。同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードを入力し、ログインボタンを押して下さい。


株式会社キャスター　第１２期定時株主総会
バーチャル株主総会出席方法のお知らせ

本株主総会（以下、「本総会」といいます）はインターネットとでのみ開催するバーチャルオンリー株主総会の方式を採用しております。株主様に実際にご来場いただく会場はございません。招集通知記載のとおり、本総会へのご出席につきましては、インターネットより株主総会の審議をライブ視聴いただくとともに、ご質問、議決権の行使等を行っていただくこと（以下、「バーチャル出席」といいます）となります。株主様におかれましては、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくか、開催日当日にバーチャル出席いただきますようお願い申し上げます。

下記をご一読、ご了承の上、配信サイトにアクセスして下さい。

記

１．ライブ配信日時：２０２６年１１月２６日（木）午前１０時から
２．バーチャル出席方法：右に従って配信サイトにアクセスして下さい。

◆通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2026年11月27日（金）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。
◆上記の場合、その他緊急の事態や事情変更への対応等、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（https://caster.co.jp）にその内容を掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。　以上

詳細は、招集通知に記載しておりますので、必ずご一読いただきますようお願いいたします。

バーチャル株主総会へのご出席方法

▶スマートフォンやタブレット端末で出席する場合
ＱＲコードをカメラアプリ、バーコードリーダーアプリで読取って、バーチャル株主総会サイトへアクセスいただき、ＩＤ及びパスワードを入力してバーチャル出席システムにログインして下さい。

ＱＲコード

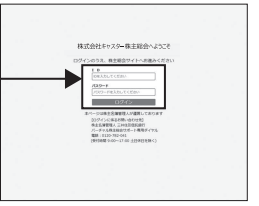
※ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

▶パソコンからバーチャル出席する場合（ＱＲコードでログインできない場合）
以下のＵＲＬへアクセスいただき、ＩＤ及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてバーチャル出席システムにログインして下さい。

ＵＲＬ　https://v.srdb.jp/9331/2026soukai/
ＩＤ
Password

株主番号　　議決権行使個数　　個

A


株式会社キャスター株主総会へようこそ

ID：　数字9桁

パスワード：　英数字12桁

バーチャルオンリー株主総会にあたってのご注意事項

1. 株主総会当日の議決権行使及びご質問の方法

＜議決権行使方法について＞
議決権行使画面より、議案の賛否を全て選択して「投票」ボタンを押して下さい。
＜ご質問方法について＞
質問送信画面より、質問受付時間内に200文字以内でご入力し「送信」ボタンを押して下さい。

2. 議決権行使の取り扱い（事前無効のタイミングについて）

インターネット又は書面により事前に議決権行使された株主様におきまして、当日バーチャル出席をされた際の議決権行使の取り扱いは以下のとおりとさせていただきますので、予めご了承下さい。
・事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席にて議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効としてお取り扱いします。
・事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席にて当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
・事前に議決権を行使せず、当日バーチャル出席にて当日の議決権行使が確認できない場合には、賛成、反対及び棄権のいずれにも加算しないものとしてお取り扱いします。

3. 代理人によるご出席に関して

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に代理の意思表示を記載した書面（委任状）のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付下さい。
【代理人に関する書類の提出先】
〒881-0104　宮崎県西都市鹿野田11365-1
株式会社キャスター　株主総会担当宛
【ご提出期限】
2026年11月25日（水曜日）午後6時必着

4. 質問方法と取り扱い

ご質問を希望される場合には、本株主総会当日、株主様専用ウェブサイトにて行っていただきますようお願いいたします。

※ご質問についての注意事項

・ご質問の内容は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。
・ご質問は、お１人様３問まで、１問につき最大200文字までとさせていただきます。
・質疑応答の時間に限りがありますので、いただきました全てのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、予めご了承下さい。
・同じ質問を連続して送信したり、個人的な攻撃やプライバシーに関する内容等、不適切な内容を含む質問を繰返し送信するなど、議事の進行やバーチャル出席システムの安定的な運営に支障があると判断した場合には、議長の指揮命令に従い、議長の指示を受けたバーチャル出席システムを管理する事務局の判断により、当該バーチャル出席の株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

5. 動議の方法と取り扱い

株主様におかれまして動議の提出を希望される場合には、株主様専用ウェブサイトにて行っていただきますようお願いいたします。

ご提出いただいた内容によっては、動議として取り上げない可能性がございます。なお、同様の動議を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を繰返し送信したりするなど、円滑な議事の進行や安定的なシステムの運営に支障があると判断した場合には、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当社から株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

6. 動作環境

バーチャル出席いただくには、株主様ご自身にて、端末・通信環境等を整えていただく必要がございます。

株主様がご利用になるパソコン・スマートフォン等の端末、インターネット環境の不具合や通信環境等を原因として、バーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、予めご了承下さい。

また、バーチャル出席に必要となるパソコン・スマートフォン等の端末や通信機器類及び通信料等一切の費用につきましては、株主様のご負担とさせていただきます点、ご了承下さい。

【PC】	Windows	Mac
OS	Windows 11以上	macOS最新版
ブラウザ	Google Chrome、Microsoft Edge	Safari
【モバイル】	Android	iPhone、iPad
OS	OS 10 以降	iOS14以降
ブラウザ	Google Chrome	Safari最新版
【通信速度】	1.5Mbps 以上	

※ ブラウザのJavaScript及びCookieは有効にして下さい。
※ Microsoft Edgeにおいて、Internet Explorer モードでの利用はできません。
※ 動画視聴に関しては使用されるサービスに準拠いたします。

7. 通信障害等の対応について

・通信障害により、株主総会の議事に著しい支障が生じた場合に、議長が株主総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、その旨の決議を株主総会の冒頭において行います。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合、速やかに当社ウェブサイトでその旨及び延会又は継続会の開催日時をお知らせします。

8. インターネットを使用することに支障がある株主様について

・議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

9. その他の注意事項

・バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります。
・ご使用のインターネット接続環境及び回線の状況等により、ご出席いただけない場合があります。
・ご出席いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
・ID及びパスワードの第三者への提供やインターネット上への公開は固くお断りいたします。
・本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
・バーチャル出席にて得た他の株主様の個人情報やその他プライバシーに関わる事項を第三者へ提供、インターネット上への公開することは固く禁じさせていただきます。
・当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャルオンリー株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。
・システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャルオンリー株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせします。
・本バーチャルオンリー株主総会に出席いただけるのは、当社株主名簿（2026年8月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご出席はご遠慮下さい。

お問い合わせ先

バーチャル出席に関してご不明な点がある場合は、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備の上で、以下にお問い合わせ下さい。

＜バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ＞

三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話：0120-782-041（受付時間9：00～17：00土日休日を除く）

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、予めご了承下さい。
①バーチャル出席用のID・パスワード
②インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォンなどの機能などに関するお問い合わせ
③株主総会当日において株主様側の環境などが問題と思われる原因での接続障害、遅延、音声トラブル、投票ができないなどのトラブルに関するお問い合わせ

＜株主総会当日のバーチャル出席に関するシステム・技術的なお問い合わせ＞

電話：0120-521-078（受付期間：2026年11月26日（木曜日）午前９時～株主総会終了まで）

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、予めご了承下さい。
①バーチャル出席用のID・パスワード
②インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォンなどの機能などに関するお問い合わせ
③株主総会当日において株主様側の環境などが問題と思われる原因での接続障害、遅延、音声トラブル、投票ができないなどのトラブルに関するお問い合わせ

＜バーチャル株主総会・システム以外のお問い合わせ＞

株式会社キャスター　株主様係　Email：ir@cast-er.com

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役３名選任の件

当社の取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別（年齢）		現在の当社における地位	取締役会出席状況（2026年８月期）
1	中川祥太（なかがわしょうた）	男性（満40歳）	再任	代表取締役	18回／18回
2	酒井佑介（さかいゆうすけ）	男性（満49歳）	再任	取締役	14回／14回
3	池村公男（いけむらたかお）	男性（満48歳）	再任　社外　独立	社外取締役	18回／18回

（注）各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会時の満年齢となります。

候補者番号
1

なかがわ　しょう た
中川　祥太
（1986年６月４日）

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年 4 月　自営業にて古着店を開店
2011年 1 月　株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）入社
2012年 4 月　イー・ガーディアン株式会社入社
2014年 9 月　当社創業 代表取締役就任（現任）
2019年 2 月　株式会社ブルーマンデイ代表取締役就任（現任）
2020年 9 月　一般社団法人リモートワーカー協会理事就任
2024年 6 月　当社執行役員就任
2024年 9 月　株式会社LUVO（現 株式会社キャスターテックジャパン）取締役就任（現任）

■所有する当社株式の数
400,000株

■取締役会への出席状況
18 回 中 18 回 （100 %）

■取締役候補者とした理由

中川祥太氏は、当社の創業以来、代表取締役として事業成長及び経営基盤の強化に主導的な立場で携わってまいりました。長年にわたり蓄積した豊富な経営経験と確かな統率力を有し、引き続き当社グループの持続的成長及び企業価値向上に寄与することが期待されます。以上の理由から、同氏は取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

候補者番号
2

さか い　　ゆうすけ
酒井　佑介
（1977年６月２４日）

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4 月　株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2005年 7 月　株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社
2013年 1 月　ランサーズ株式会社入社
2014年 1 月　株式会社チームスピリット入社
2014年 6 月　株式会社ネオキャリア入社
2015年11月　株式会社ネオラボ代表取締役就任
2016年 9 月　株式会社ネオキャリア執行役員 兼 事業開発室長就任
2021年 3 月　株式会社ネクイノ入社
2021年 7 月　SKY株式会社入社
2021年 9 月　株式会社ネクイノ執行役員 兼 PMO担当就任
2023年11月　グラムス株式会社取締役就任
2024年 9 月　同社社外取締役就任（現任）
2024年 9 月　当社入社
2024年12月　当社執行役員就任（現任）
2025年 5 月　株式会社LUVO（現 株式会社キャスターテックジャパン）代表取締役就任
2025年11月　当社取締役就任（現任、取締役 兼 執行役員）

■所有する当社株式の数
- 株

■取締役会への出席状況
14 回 中 14 回 （100 %）

■取締役候補者とした理由

酒井佑介氏は、HR・IT分野における事業開発及び企業経営に関する豊富な経験と知見を有し、現在は当社のHR関連事業を管掌し、事業戦略の策定及び事業成長に向けた施策を主導しております。これらの経験、知見及び実績を活かし、取締役会の意思決定及び監督機能の強化並びに当社の持続的な成長と企業価値の向上に貢献することが期待できることから、同氏は取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

候補者番号
3

いけむら　たか お
池村　公男
（1978年11月21日）

社外取締役候補者 | 独立役員候補者 | 再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年５月　グッドウィル・グループ株式会社入社
2005年８月　株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）入社
2010年１月　ソウルドアウト株式会社入社（株式会社オプトより出向）
2013年４月　ソウルドアウト株式会社執行役員CFO就任
2014年３月　株式会社サーチライフ（現 SO Technologies株式会社）取締役就任
2015年３月　株式会社グロウスギア（現 アンドデジタル株式会社）取締役就任
2015年６月　株式会社電通デジタル・ネットワークス取締役就任
2016年３月　ソウルドアウト株式会社取締役CFO就任
2018年１月　株式会社テクロコ（現 SO Technologies株式会社）取締役就任
2020年４月　合同会社いちはく代表社員就任
2021年４月　株式会社康安取締役就任
2023年８月　同社代表取締役就任（現任）
2023年11月　当社取締役就任（現任）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社康安　代表取締役

■所有する当社株式の数
23,100株

■取締役会への出席状況
18回中18回（100％）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池村公男氏は、社外取締役候補者であり、IT業界において経営者として長年にわたり経験を積まれており、管理部門及び経営企画部門における豊富な知識・経験を有しております。これらの知見を活かし、独立した立場から経営全般に監督及び助言が可能であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、池村公男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
3．当社は、取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。取締役候補者が当社取締役として選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
4．代表取締役中川祥太氏の所有株式数は、株式会社ブルーマンデイが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別（年齢）		現在の当社における地位	取締役会出席状況（2026年８月期）
1	髙本　龍拡（たかもと　たつひろ）	男性（満44歳）	再任	常勤監査役	18回／18回
2	菊地　加奈子（きくち　かなこ）	女性（満49歳）	再任　社外　独立	社外監査役	18回／18回
3	佐藤　未央（さとう　みお）	女性（満51歳）	再任　社外　独立	社外監査役	18回／18回

（注）各監査役候補者の年齢は、本定時株主総会時の満年齢となります。

候補者番号
1

たかもと　たつひろ
髙本　龍拡
（1982年６月13日）

常勤監査役候補者 | 再任

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

2007年 ４月　株式会社ジャフコ入社
2011年 ６月　株式会社メディエイター入社
2014年 ６月　株式会社パラダイムシフト入社
2014年11月　TBM総研（個人事業）創業
2015年10月　TBM総研を合同会社TBM総研に法人化、代表社員就任（現任）
2016年10月　当社監査役就任（現任）
2025年 ４月　株式会社TAIAN社外監査役就任（現任）

■所有する当社株式の数
- 株

■取締役会への出席状況
18 回 中 18 回 （100 %）

■監査役会への出席状況
12 回 中 12 回 （100 %）

■監査役候補者とした理由

ベンチャーキャピタルにおける投資業務、事業会社における事業管理及びM&A仲介並びに企業経営を通じて、金融・財務会計及び経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。また、当社の常勤監査役として長年にわたり、取締役会その他の重要な会議への出席や業務執行状況の監査を行っております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、監査役候補者とするものです。

候補者番号
2

菊地（きくち）　加奈子（かなこ）
（1977年４月22日）

社外監査役候補者 | 独立役員候補者 | 再任

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年 ４月　株式会社ロイヤルコントラクトサービス入社
2003年10月　株式会社アメンド入社
2010年12月　特定社会保険労務士菊地加奈子事務所開業、所長就任
2012年 ９月　株式会社ワーク・イノベーション代表取締役就任
2012年 ９月　株式会社フェアリーランド代表取締役就任（現任）
2017年 ６月　社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表社員就任（現任）
2019年 ５月　当社監査役就任（現任）
2023年 ２月　一般社団法人こどもの未来につながる働き方研究機構代表理事就任（現任）

〔重要な兼職の状況〕
社会保険労務士法人ワーク・イノベーション　代表社員
株式会社フェアリーランド　代表取締役
一般社団法人こどもの未来につながる働き方研究機構　代表理事

■所有する当社株式の数
- 株

■取締役会への出席状況
18回中18回（100％）

■監査役会への出席状況
12回中12回（100％）

■社外監査役候補者とした理由

社会保険労務士として、企業労務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、当社の社外監査役として、その専門的な見識を活かし、独立かつ客観的な立場から当社の業務執行に対する監査を行っております。これらの知識、経験及び監査実績を引き続き当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外監査役候補者とするものです。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって７年６ヶ月となります。

候補者番号
3

佐藤（さとう）　未央（みお）
(1975年３月19日)

社外監査役候補者 | 独立役員候補者 | 再任

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年４月　日本システムウエア株式会社入社
2001年６月　デルタエージェント株式会社入社
2006年４月　最高裁判所司法研修所入所
2007年９月　弁護士登録（東京弁護士会所属）
2007年９月　弁護士法人古田＆アソシエイツ法律事務所（現弁護士法人クレア法律事務所）入所
2015年１月　同事務所パートナー弁護士就任
2015年５月　株式会社イーゲル社外取締役就任（現任）
2015年11月　A.佐川法律事務所パートナー弁護士就任（現任）
2019年３月　KIYOラーニング株式会社社外監査役就任（現任）
2021年６月　アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役就任（現任）
2021年７月　株式会社CLUE社外監査役就任
2022年11月　当社監査役就任（現任）
2025年６月　アイティメディア株式会社取締役監査等委員就任（現任）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社イーゲル　社外取締役
A.佐川法律事務所　パートナー弁護士
KIYOラーニング株式会社　社外監査役
アイエックス・ナレッジ株式会社　社外取締役
アイティメディア株式会社　取締役監査等委員

■所有する当社株式の数
- 株

■取締役会への出席状況
18回中18回（100%）

■監査役会への出席状況
12回中12回（100%）

■社外監査役候補者とした理由

弁護士として、企業法務及び会社法に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、複数の上場会社等における社外役員の経験を有し、当社の社外監査役としても、その専門的な見識を活かして独立かつ客観的な立場から監査を行っております。これらの知識、経験及び監査実績を引き続き当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外監査役候補者とするものです。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、髙本龍拡氏、菊地加奈子氏及び佐藤未央氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
3．当社は、取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。監査役候補者が当社監査役として選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

1　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復が期待されるものの、中東情勢の緊迫化や為替動向を背景とした物価上昇が継続しているほか、原材料やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇により企業のコスト負担が増しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が展開する事業を取り巻く環境としましては、少子高齢化の進行等に伴う生産年齢人口の減少により、企業における人材確保の難しさが一層深刻化しております。帝国データバンクの「人手不足に対する企業の動向調査（2026年７月）」によると、人手不足に起因する企業の倒産件数は2026年上半期に227件発生し、上半期として過去最多を更新しております。人手不足が事業継続を脅かす深刻な局面を迎えるなか、業務効率化の有力な手段として生成AI等のデジタル活用への期待が高まる一方で、企業現場での実効性や定着には依然として課題が残されております。一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「企業IT利活用動向調査2026」によると、会社標準としてのAI活用は「これから検討」「検討はしているが具体的な取り組みはない」「実証実験・試行導入」が合計60％を占めており、多くの企業が準備段階にとどまっております。また同調査では、AI導入後の課題として「AIの学習や利用時のセキュリティ対策の懸念」「AIの学習のためにデータ化されていない情報が多い」「AIの出力結果に対する信頼性や精度への不安」などが挙げられており、導入や検証を進めるなかでも運用面での課題が継続して発生している実態が浮き彫りとなっております。こうした状況下、単にツールを導入するのみならず、AIを業務プロセスへ安全かつ効果的に定着させるための業務設計やデータ整備を支援するノウハウや、柔軟な外部リソースの活用による省力化・効率化の推進は、持続的な事業運営を図る上でかつてないほど重要性を増しております。

このような環境のもと、当社グループは「CASTER BIZ」シリーズ等のオンラインアシスタントサービスの提供に加え、SaaSベンダーやBPOベンダーとのアライアンス、業務領域におけるAI活用・導入支援、AI研修・人材育成の取り組みなどを通じ、人手不足への解決策を提供するとともに、企業の業務効率化と人材リソースの確保を支援しております。「CASTER BIZ」シリーズについては、AIアシスタント「CASTER NEO」シリーズへと順次刷新を進めており、チャッ

ト上でAIが窓口として業務依頼を受け付け、実務経験豊富なAIコーディネーターが自社開発のタスク管理システムを活用しつつ、業務全体の進行や品質を管理するサービス提供体制を構築することで、より一層の業務効率化とサービス品質の向上を図っております。また、2025年９月より新たなミッション「創り変える。働くの全てを。」を掲げ、その実現に向けて収益性の強化と経営基盤の確立を進めております。具体的には、BPaaS・AI Techをコア領域として重点的に投資し、AI活用による生産性向上とサービス価値向上を図るとともに、HR事業において既存アセットを生かした利益確保を重視した運営とすることで、事業ポートフォリオの最適化を進めております。

さらに、AIのリテラシー向上や社内定着に対する企業ニーズの高まりを受け、株式会社キャスターテックジャパン（2025年９月１日付で株式会社LUVOより商号変更）では、AIリスキリング研修を中心とした教育事業の本格展開を開始しております。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高4,453,921千円（前期比2.9％減）、営業利益50,532千円（前期は営業損失382,982千円）、経常利益41,358千円（前期は経常損失386,366千円）、親会社株主に帰属する当期純利益3,453千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失393,260千円）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを「BPaaS事業」、「その他事業」の２区分から、「BPaaS事業」、「HR事業」、「AI Tech事業」の３区分に変更しております。従来「BPaaS事業」に含まれておりました「My Assistant」を成長投資領域の事業と位置付け、「AI Tech事業」へ移管しております。以下の前連結会計年度比については、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(BPaaS事業)

BPaaS事業は、通期黒字化を最優先とする方針のもと収益性を重視し、CAC（顧客獲得単価）の最適化に向けた新たな集客チャネルへの検証やAI活用を継続的に推進してまいりました。動画広告をはじめとする新たな集客施策の展開や、「CASTER NEO」シリーズなどAI関連の新サービスへの興味・関心の高まりを背景に、新規顧客の開拓が着実に進捗しております。一方で、AI活用を前提とした提供体制の最適化や稼働開始時期の調整等により、通期の稼働社数については計画を下回る推移となったことに加えて、採用領域において前第１四半期まで計上されていた大型解約案件の影響が通期を通じて残ったことから、売上高は前期比で減収となりました。利益面については、受注率を見極めた原価の最適化や販売費及び一般管理費の圧縮に継続的に取り組ん

だ結果、収益性及びコスト構造の改善が進展し、前期比で増益となりました。
　以上の結果、売上高3,396,885千円（前期比1.7％減）、セグメント利益（営業利益）826,964千円（前期比27.0%増）となりました。

（HR事業）
　HR事業は、BPaaS事業からの顧客送客が限定的な状況が継続しており、全体としては低調に推移しております。
　以上の結果、売上高693,641千円（前期比9.4％減）、セグメント利益（営業利益）77,757千円（前期比26.7%減）となりました。

（AI Tech事業）
　AI Tech事業は、マイクロロット市場を対象としたMy Assistantにおいて、収益性を重視した広告投資の最適化を図りつつも、グラムスの既存事業における安定した売上が寄与したこと等により、売上高は全体として堅調に推移しております。AI研修をはじめとする新規プロダクトについては、引き合いが増加傾向にあり、徐々に収益貢献し始めるなど、今後の成長に向けた基盤構築が進んでおります。利益面では、広告アロケーション・販売費及び一般管理費の最適化が寄与するとともに、AI研修の利用に伴うグループ内取引により利益が一時的に増加しており、当該取引はグループ全体でのAI活用促進にもつながっております。開発面では、ベトナムにおける開発体制が安定的に運用されており、事業横断的にサービス開発のスピードと柔軟性が向上しております。
　以上の結果、売上高363,394千円（前期比0.5％減）、セグメント利益（営業利益）3,117千円（前期はセグメント損失275,099千円）となりました。

セグメント別の売上高及び営業利益

(単位：千円)

事業	売上高	前期比増減率（%）	セグメント利益	前期比増減率（%）
BPaaS事業	3,396,885	△1.7	826,964	27.0
HR事業	693,641	△9.4	77,757	△26.7
AI Tech事業	363,394	△0.5	3,117	－
合計	4,453,921	△2.9	907,838	88.3
調整額（注）1	－	－	△857,306	－
連結損益計算書計上額（注）2	4,453,921	△2.9	50,532	－

（注）1．セグメント利益の調整額△857,306千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△865,229千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2　設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の金額は100,487千円であり、その主な内容は、ソフトウエア開発やパソコン等の購入となります。

3　資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と借入極度額合計665,000千円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は465,000千円であります。

4　組織再編の状況

該当事項はありません。

5　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（2）財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		2023年度 第10期	2024年度 第11期	2025年度 第12期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	4,440,248	4,588,129	4,453,921
営業利益又は 営業損失（△）	(千円)	△151,258	△382,982	50,532
経常利益又は 経常損失（△）	(千円)	△158,955	△386,366	41,358
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 純損失（△）	(千円)	△217,905	△393,260	3,453
１株当たり 当期純利益又は 純損失（△）	(円)	△113.47	△200.59	1.76
総資産	(千円)	2,455,221	1,872,251	1,975,304
純資産	(千円)	1,103,151	709,921	713,374

（注）第10期より連結計算書類を作成しておりますので、第9期については記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分		2022年度 第９期	2023年度 第10期	2024年度 第11期	2025年度 第12期 (当事業年度)
売上高	(千円)	4,179,385	4,441,805	4,419,014	4,278,049
営業利益又は 営業損失（△）	(千円)	2,925	△141,955	△329,210	△23,498
経常利益又は 経常損失（△）	(千円)	18,476	△149,652	△333,271	△19,235
当期純利益又は 純損失（△）	(千円)	29,214	△208,602	△339,931	△20,897
１株当たり 当期純利益又は 純損失（△）	(円)	18.75	△108.63	△173.39	△10.66
総資産	(千円)	1,873,948	2,343,026	1,838,454	1,876,479
純資産	(千円)	1,039,254	1,112,453	772,142	751,244

（注）当社は、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っております。2022年度第９期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は純損失（△）については、当該株式分割及び株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。

（3）重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
グラムス株式会社	9百万円	100%	EC企業向け業務効率化ツールの開発・提供、各種業務の代行サービス、リユース企業向けの各種システム開発
株式会社キャスターテックジャパン	50百万円	100%	AIの基礎理解から現場実践までを包括的に支援する、AI研修及びコンサルティング事業
CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.	30千米ドル	100%	当社グループで運営する事業に関連するシステム開発

（注）1．株式会社LUVOは、2025年９月１日付で株式会社キャスターテックジャパンに商号変更いたしました。

2．当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
グラムス株式会社	大阪府堺市北区黒土町2339番地1	407,750千円	1,876,479千円

（4）対処すべき課題

当社グループの今後の経営課題とその対策は以下の４点になります。

１　成長領域への戦略的投資と収益性の向上

当社グループが展開する事業は、少子高齢化に伴う人手不足や働き方の多様化を背景に、業務アウトソーシングや効率化に対する需要が高まる環境下にあります。こうしたなか、持続的な成長と収益性の飛躍的な向上を実現するためには、従来の人的リソース中心の提供体制から、AI技術を高度に融合させた高付加価値かつ高効率な事業モデルへの構造転換を図ることが最重要課題であると認識しております。この課題に対処するため、主力事業であるオンラインアシスタント「CASTER BIZ」シリーズから、AIとヒトが協働する「CASTER NEO」シリーズへの進化を推進しております。AIフロントによる24時間365日の迅速な対応と、プロフェッショナル人材による品質管理等を組み合わせたハイブリッド型BPaaSモデルを確立するとともに、自社開発システムの機能拡張やサービス基盤整備などAI領域へ経営資源を戦略的に投入してまいります。これにより、顧客への提供価値向上を図り、高生産性・高収益な持続的成長基盤を築いてまいります。

２　生産性の向上と適正利益の確保

組織として統一した品質を提供するとともに、適正な営業利益を安定的に獲得できる体制の整備を推進しております。これまでも、独自システムを活用したキャスティング業務の自動化等に

より、フロントの業務効率化を図ってまいりました。今後は、事業の中核であるコミュニケーション・ディレクション領域において、生成AI等を活用したAI駆動開発による業務構造改革を加速してまいります。コミュニケーション業務の高度なAI化により、従業員１人あたりの担当顧客数を大幅に拡大させて生産性を飛躍的に高め、中長期的な粗利率の向上を目指してまいります。あわせて、専門性の高い領域における体制強化とオペレーションの効率化を進めることで、利益率の改善と持続的な事業成長を実現してまいります。

３　情報管理の徹底

当社グループは、顧客から受託した業務に資する情報を取得し、当社グループ社員及び業務委託先間で必要に応じて共有しながら業務を行うため、データ保護責任者（DPO）として専門家の登用、ISMSの取得などのオペレーションを確立するとともに、個人情報については、プライバシーマークを取得するなど、個人情報や機密情報の徹底した管理体制の構築・運用に努めております。当社グループは、これらの対策の重要性を認識した上で、今後も継続的に情報管理の徹底に努めてまいります。

４　社内管理体制の強化

当社グループは成長段階にあるため、継続的な成長をしていくために、組織的な管理体制を整備・運用していくことが重要であり、経営の公正性や透明性を確保するために、内部統制システム強化に取り組んでおります。

当社グループでは、業務における属人性を排除し、組織規模の拡大に対応した社内管理体制の充実やシステム化が必要不可欠であると考えております。

（５）主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社グループは、AIとリモートワーカーの専門スキルを融合し、企業のバックオフィス業務を代行・支援サービスを提供する「BPaaS事業」、人材派遣・紹介を行う「HR事業」、企業向けAI研修や生成AIを活用した業務効率化ツールの開発・提供、EC事業者向けのコンサルティングやAIとヒトによる運営支援サービスを提供する「AI Tech事業」を営んでおります。

（6）主要な営業所（2026年８月31日現在）

①当社

名称	所在地
本店	宮崎県西都市
本社	東京都千代田区
支店	宮崎県宮崎市
支店	山口県岩国市

②子会社

名称	所在地
グラムス株式会社	大阪府堺市
株式会社キャスターテックジャパン	東京都目黒区
CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.	ベトナムホーチミン

（7）従業員の状況（2026年８月31日現在）

①企業集団の従業員の状況　　448（322）名

（注）従業員数は正社員であり、臨時従業員数（契約社員、派遣社員及びパートタイマー）は（）内に期中平均人数を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
440（295）	39.1	4.8

（注）１．平均年齢、平均勤続年数に臨時従業員は含まれておりません。
２．平均勤続年数は営業開始日から計算しております。
３．従業員数は正社員であり、臨時従業員数（契約社員、派遣社員及びパートタイマー）は（）内に期中平均人数を外数で記載しております。

（8）主要な借入先（2026年８月31日現在）

借入先	期末借入残高　（千円）
株式会社りそな銀行	465,000
株式会社商工組合中央金庫	55,000
株式会社池田泉州銀行	42,862
大阪信用金庫	18,219
株式会社日本政策金融公庫	4,750
計	585,831

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

1　発行可能株式総数　　6,231,840株
2　発行済株式の総数　　1,960,460株
3　株主数　　684名
4　大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社マネーフォワード	398,000	20.30
株式会社ブルーマンデイ	340,000	17.34
インキュベイトファンド２号投資事業有限責任組合	194,763	9.93
株式会社Wiz	167,600	8.55
WiL Fund II, L.P.	110,960	5.66
大和証券株式会社横浜支店	67,000	3.42
中川祥太	60,000	3.06
IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	56,320	2.87
グリーンコインベスト投資事業有限責任組合	56,280	2.87
鈴木雅久	39,200	2.00

（注）当社は自己株式を40株保有しており、持株比率は、自己株式を含まない発行済株式数を基に算出しております。

5　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第８回新株予約権	第10回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日		2019年５月31日	2020年５月27日	2022年７月26日
新株予約権の数		200個	200個	65個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,000株 (新株予約権１個につき40株)	普通株式 8,000株 (新株予約権１個につき40株)	普通株式 2,600株 (新株予約権１個につき40株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１		１株につき1,660円	１株につき1,701円	１株につき3,191円
権利行使期間		2021年６月１日から 2029年５月31日まで	2022年５月28日から 2030年５月27日まで	2024年７月27日から 2032年７月26日まで
行使の条件		（注）２	（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　65個 目的となる株式数　2,600株 保有者数　１名
	社外取締役	―	―	―
	監査役	―	―	―

（注）１．2023年８月30日及び2023年９月14日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式発行に伴い2023年11月7日付で行使価額が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（３）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（４）新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

（５）新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

（６）新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

（７）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（８）その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

		第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日		2022年12月21日	2023年７月５日	2023年７月５日
新株予約権の数		15個	200個	32個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 600株 (新株予約権１個につき40株)	普通株式 8,000株 (新株予約権１個につき40株)	普通株式 1,280株 (新株予約権１個につき40株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１		１株につき3,191円	１株につき1,476円	１株につき1,476円
権利行使期間		2024年12月27日から 2032年７月26日まで	2025年７月６日から 2033年７月５日まで	2025年７月６日から 2033年７月５日まで
行使の条件		（注）２	（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	―	―	―
	社外取締役	新株予約権の数　15個 目的となる株式数　600株 保有者数　１名	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　32個 目的となる株式数　1,280株 保有者数　１名 （注）３
	監査役	―	―	―

（注）１．2023年８月30日及び2023年９月14日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式発行に伴い2023年11月7日付で行使価額が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（３）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（４）新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

（５）新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

（６）新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

（７）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（８）その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

３．社外取締役1名が保有している第17回新株予約権は、社外協力者として取締役就任前に付与されたものであります。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

	第17回新株予約権
発行決議日	2023年７月５日
新株予約権の数	248個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,920株 (新株予約権１個につき40株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１	１株につき1,476円
権利行使期間	2025年７月６日から 2033年７月５日まで
行使の条件	（注）２
区分及び交付者数（注）３	社外協力者　７名

（注）１．2023年８月30日及び2023年９月14日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式発行に伴い2023年11月7日付で行使価額が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者（業務受託者を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（３）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（４）新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

（５）新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

（６）新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

（７）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（８）その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

３．交付時点で社外協力者である者に対する交付当時の内容で記載しており、事業年度末日時点で取締役に就任している者に交付された内容を含みます。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

地位及び担当	氏名	他の法人等との重要な兼職の状況
代表取締役	中川　祥太	株式会社ブルーマンデイ　代表取締役 株式会社キャスターテックジャパン　取締役
取締役/執行役員	森岡　由布子	合同会社jinbee　代表社員
取締役/執行役員	酒井　佑介	グラムス株式会社　社外取締役
取締役	本田　浩之	REVISIO株式会社　社外取締役
取締役	池村　公男	株式会社康安　代表取締役
常勤監査役	髙本　龍拡	合同会社TBM総研　代表社員 株式会社TAIAN　社外監査役
監査役	菊地　加奈子	株式会社フェアリーランド　代表取締役 社会保険労務士法人ワーク・イノベーション　代表社員 一般社団法人こどもの未来につながる働き方研究機構　代表理事
監査役	佐藤　未央	株式会社イーゲル　社外取締役 A.佐川法律事務所　パートナー弁護士 KIYOラーニング株式会社　社外監査役 アイエックス・ナレッジ株式会社　社外取締役 アイティメディア株式会社　取締役監査等委員

（注）1．取締役森岡由布子氏の戸籍上の氏名は、平塚由布子であります。
2．取締役本田浩之氏及び池村公男氏は、社外取締役であります。
3．監査役菊地加奈子氏及び佐藤未央氏は、社外監査役であります。
4．監査役髙本龍拡氏は投資会社のベンチャーキャピタリストとして培われた金融や財務会計に関する相当程度の知見、企業経営者として経営全般に対する専門的な知識を有するものであります。
5．監査役菊地加奈子氏は社会保険労務士資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役佐藤未央氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役の全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役全員のいずれかが責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（3）補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

（5）取締役及び監査役の報酬等

１　役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年11月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定に関する方針を決議しており、概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

各取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役の中川祥太が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決議された報酬マトリクスに基づいた報酬案を取締役会へ上程する権限を有しております。報酬案が上程された後、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会による協議の結果も踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断し、合議の上決定しております。

2　当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額 (千円)
取締役 （うち社外取締役）	6名 (2名)	66,971 (12,159)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	18,293 (7,129)
合計 （うち社外役員）	9名 (4名)	85,265 (19,288)

（注）1．上表には、2025年11月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の社外取締役を除いております。

2．取締役の報酬限度額は、2022年11月25日開催の第８期の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち、社外取締役３名）であります。

3．監査役の報酬限度額は、同定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役２名）であります。

（6）社外役員に関する事項

1　重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況については、「4．会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

2　当事業年度における主な活動状況

役職名	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	本田　浩之	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回の全ての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、意思決定の妥当性・正確性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役	池村　公男	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回の全ての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、意思決定の妥当性・正確性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査役	菊地　加奈子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回の全て、また、監査役会12回のうち12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に社会保険労務士としての専門的見地から意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っております。
監査役	佐藤　未央	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回の全て、また、監査役会12回のうち12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っております。

（注）当社の社外役員と、当社及び特定関係事業者との間に特別な関係はありません。

5．会計監査人の状況

1　会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2　報酬等の額

（単位：千円）

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、前事業年度の監査実績の相当性、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

3　非監査業務の内容

該当事項はありません。

4　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループの経営の透明性の向上と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置付け、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております(最終改定日：2025年11月１日)。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び従業員は、「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。

(ロ) 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行の意思決定をする。

(ハ) 代表取締役は、取締役会規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、役員規程に従い職務を執行する。

(ニ) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(ホ) 内部監査を所管する部門は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。

(ヘ) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

(ト) 使用人に対し、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

(チ) 内部通報規程を制定しており、問題の早期発見に努める。

(リ) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(ヌ) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

(ロ) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
(ハ) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(イ) 代表取締役の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は労務/総務部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
(ロ) 各担当部門は、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
(ハ) 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
(ニ) 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
(ホ) 監査役及び内部監査を所管する部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(イ) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。
(ロ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定期に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。
(ハ) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
(ニ) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(イ) 当社グループは、当社グループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
(ロ) 内部監査を所管する部門は、当社グループの法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(ハ) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
(ニ) 取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。
(ホ) 当社グループは、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社グループへの事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社グループの役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社グループでは、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

8．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社グループは、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

9．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
(イ) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
(ロ) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。
(ハ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
(ニ) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
(ロ) 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
(ハ) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
当社グループは、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力対応規程」、「反社チェックマニュアル」に基づき行動する。
13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(イ) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
(ロ) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
(ハ) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上、諸規程の整備及び運営を行う。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1　コンプライアンス体制

コンプライアンス全般に関する課題及び対応策につきましては、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を通じて、情報を共有し、対応策を立案・実施をしております。また、全社員に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の拡充・実践を図って

おります。内部通報窓口は、外部弁護士への通報窓口も備え、通報者のプライバシーに配慮した通報制度を構築しております。
なお、当事業年度は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を４回開催しました。

２　リスク管理体制
当社は、情報漏洩及びシステム障害の予防や発生時の対応手順を整備し、第三者の査察を受けてISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を引き続き取得しております。

３　効率的な職務執行体制
当社は、取締役会規程に基づき、当事業年度は取締役会を原則月１回開催しており、当事業年度は18回開催しました。重要事項の決議、中期経営計画の進捗状況のフォロー、その他業務執行状況に関する審議及び報告を通じて経営情報を共有しております。

４　監査役の監査体制
当社の監査役会は、監査役会規程に基づき、監査役会を月１回開催しており、当事業年度は12回開催しました。また、取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について監査実施のほか、内部監査を所管する部門との意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保しました。

７．剰余金の配当等に関する基本方針
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。
将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存でありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

８．会社の支配に関する基本方針
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めていません。

以上

Caster

第12期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告

監査役会の監査報告

株式会社キャスター

連結貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,570,394	流動負債	1,164,366
現金及び預金	1,233,263	買掛金	55,012
売掛金	298,955	短期借入金	465,000
前払費用	35,885	１年内返済予定の長期借入金	37,925
その他	6,172	未払金	18,546
貸倒引当金	△3,882	未払費用	295,890
固定資産	404,910	未払法人税等	73,030
有形固定資産	12,670	未払消費税等	57,129
建物	8,272	契約負債	124,840
工具、器具及び備品	2,429	その他	36,992
リース資産	1,968	固定負債	97,563
無形固定資産	369,642	長期借入金	82,906
のれん	262,259	退職給付に係る負債	10,908
その他	107,383	その他	3,749
投資その他の資産	22,597	負債合計	1,261,930
繰延税金資産	19,542	(純資産の部)	
その他	4,201	株主資本	712,933
貸倒引当金	△1,146	資本金	190,614
		資本剰余金	1,580,963
		利益剰余金	△1,058,608
		自己株式	△36
		その他の包括利益累計額	411
		為替換算調整勘定	411
		新株予約権	30
		純資産合計	713,374
資産合計	1,975,304	負債純資産合計	1,975,304

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,453,921
売上原価		2,749,467
売上総利益		1,704,453
販売費及び一般管理費		1,653,920
営業利益		50,532
営業外収益		
受取利息	2,731	
補助金収入	1,719	
キャッシュバック収入	1,175	
その他	548	6,175
営業外費用		
支払利息	9,091	
支払手数料	5,000	
為替差損	111	
その他	1,145	15,349
経常利益		41,358
税金等調整前当期純利益		41,358
法人税、住民税及び事業税	57,448	
法人税等調整額	△19,542	37,905
当期純利益		3,453
親会社株主に帰属する当期純利益		3,453

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	190,614	1,580,963	△1,062,061	△36	709,479
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			3,453		3,453
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,453	－	3,453
当期末残高	190,614	1,580,963	△1,058,608	△36	712,933

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	411	411	30	709,921
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				3,453
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0		△0
当期変動額合計	△0	△0	－	3,453
当期末残高	411	411	30	713,374

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】
（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）
1．連結の範囲に関する事項
連結子会社の数　３社
連結子会社の名称　グラムス株式会社
株式会社キャスターテックジャパン
CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.
株式会社LUVOは2025年９月１日付で、株式会社キャスターテックジャパンに商号変更しております。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、グラムス株式会社の決算日は５月31日であり、CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.の決算日は６月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、決算日の差異が３ヵ月を超えていないため、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
なお、株式会社キャスターテックジャパンの決算日は、連結決算日と一致しております。

3．会計方針に関する事項
(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　15年
工具、器具及び備品　３～６年
② 無形固定資産(リース資産を除く)
自社利用のソフトウエア
社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

当社グループの主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・BPaaS事業（CASTER BIZシリーズ、CASTER NEOシリーズ）

「CASTER BIZシリーズ」及び「CASTER NEOシリーズ」は、顧客との契約に基づき、秘書、人事、経理、Web運用等に関する日々の様々な業務を「リモートで働く優秀なアシスタント」や「AI×ヒトのハイブリッド体制」により代行・支援するサービスであります。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・HR事業（在宅派遣、Reworker）

「HR事業」は、求職者へリモートワークを前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつ人材を全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣及び人材紹介サービスであります。リモート派遣は顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・AI Tech事業

「AI Tech事業」は、企業向けAI研修や生成AIを活用した業務効率化ツールの開発・提供、EC事業者向けのコンサルティングやAIとヒトによる運営支援サービス等を提供する事業であります。AIとヒトによる運営支援サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の定額法により償却を行っております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の従業員等への退職金の支給に備えるため、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

グラムス株式会社の取得に係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　262,259千円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しており、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却することとしております。

超過収益力であるのれんについては、グラムス株式会社が策定した事業計画の達成状況をモニタリングすること等によって、超過収益力等の毀損の有無を検討していくこととなりますが、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

グラムス株式会社が策定した事業計画は、企業を取り巻く経営環境及び市場の動向等に基づき策定されており、事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　25,368千円

2．運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	665,000千円
借入実行残高	465,000
差引額	200,000

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　1,960,460株

2．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　130,480株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日となっており、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、主に債権管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、主に各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の２ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。なお、金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(１年内返済予定を含む)	120,831	119,137	△1,693
負債計	120,831	119,137	△1,693

（※１）「現金及び預金」、「売掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内(千円)	１年超５年以内(千円)	５年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	1,233,263	－	－	－
売掛金	298,955	－	－	－
合計	1,532,218	－	－	－

4．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	37,925	36,318	29,568	14,568	2,452	－
合計	37,925	36,318	29,568	14,568	2,452	－

5．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(１年内返済予定を含む)	－	119,137	－	119,137
負債計	－	119,137	－	119,137

(注)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解しております。

(単位：千円)

BPaaS事業	3,396,885
HR事業	693,641
AI Tech事業	363,394
顧客との契約から生じる収益	4,453,921
外部顧客への売上高	4,453,921

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3．会計方針に関する事項(3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金」に含まれております。契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	295,434	298,955
契約資産	141	－
契約負債	140,756	124,840

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

また、当連結会計年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取り(契約負債の増加)と収益認識(同、減少)により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格
当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）
１．１株当たり純資産額　363.87円
２．１株当たり当期純利益　1.76円

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,201,725	流動負債	1,075,577
現金及び預金	890,359	買掛金	52,901
売掛金	275,694	短期借入金	465,000
前払費用	33,242	1年内返済予定の長期借入金	20,000
その他	6,236	未払金	14,709
貸倒引当金	△3,807	未払費用	292,723
固定資産	674,754	未払法人税等	32,965
有形固定資産	10,015	未払消費税等	40,738
建物	8,272	契約負債	125,095
工具、器具及び備品	1,743	預り金	31,442
無形固定資産	135,977	固定負債	49,657
ソフトウエア	9,405	長期借入金	35,000
ソフトウエア仮勘定	126,571	退職給付引当金	10,908
投資その他の資産	528,761	資産除去債務	3,749
関係会社株式	511,979	負債合計	1,125,235
繰延税金資産	15,691	(純資産の部)	
その他	2,237	株主資本	751,214
貸倒引当金	△1,146	資本金	190,614
		資本剰余金	1,580,963
		資本準備金	1,559,529
		その他資本剰余金	21,434
		利益剰余金	△1,020,327
		その他利益剰余金	△1,020,327
		繰越利益剰余金	△1,020,327
		自己株式	△36
		新株予約権	30
		純資産合計	751,244
資産合計	1,876,479	負債純資産合計	1,876,479

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,278,049
売上原価		2,675,260
売上総利益		1,602,788
販売費及び一般管理費		1,626,287
営業損失		23,498
営業外収益		
受取利息	2,156	
受取配当金	6,300	
補助金収入	1,719	
キャッシュバック収入	1,042	
経営指導料収入	7,518	
その他	692	19,429
営業外費用		
支払利息	8,300	
支払手数料	5,000	
為替差損	881	
その他	983	15,165
経常損失		19,235
税引前当期純損失		19,235
法人税、住民税及び事業税	17,353	
法人税等調整額	△15,691	1,662
当期純損失		20,897

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	190,614	1,559,529	21,434	1,580,963	△999,429	△999,429
当期変動額						
当期純損失（△）					△20,897	△20,897
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△20,897	△20,897
当期末残高	190,614	1,559,529	21,434	1,580,963	△1,020,327	△1,020,327

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△36	772,111	30	772,142
当期変動額				
当期純損失（△）		△20,897		△20,897
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	－	△20,897	－	△20,897
当期末残高	△36	751,214	30	751,244

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
1．資産の評価基準及び評価方法
有価証券
子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　15年
工具、器具及び備品　3～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウエア
社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
一部の従業員等への退職金の支給に備えるため、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準
当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。
ステップ1：契約の識別
ステップ2：履行義務の識別
ステップ3：取引価格の算定
ステップ4：履行義務への取引価格の配分
ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・BPaaS事業（CASTER BIZシリーズ、CASTER NEOシリーズ）
「CASTER BIZシリーズ」及び「CASTER NEOシリーズ」は、顧客との契約に基づき、秘書、人事、経理、Web運用等に関する日々の様々な業務を「リモートで働く優秀なアシスタント」や「AI×ヒトのハイブリッド体制」により代行・支援するサービスであります。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・HR事業（在宅派遣、Reworker）
「HR事業」は、求職者へリモートワークを前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつ人材を全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣及び人材紹介サービスであります。リモート派遣は顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・AI Tech事業
「AI Tech事業」は、生成AIを活用した業務効率化ツールの開発・提供、EC事業者向けのコンサルティングやAIとヒトによる運営支援サービス等を提供する事業であります。AIとヒトによる運営支援サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

5．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計上の見積りに関する注記）

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	511,979千円
上記のうちグラムス株式会社の株式	407,750

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当社における関係会社株式の概要

当社が保有する関係会社株式には、外部より取得したグラムス株式会社の株式のほか、出資設立により取得した株式が含まれております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

ⅰ グラムス株式会社の株式

被取得企業の事業計画を基に会社の超過収益力を反映させた取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の減損処理の要否は、帳簿価額と超過収益力を反映させた実質価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行う方針としております。

ⅱ 出資設立した関係会社株式

関係会社の財務諸表を基礎とした１株当たり純資産額を実質価額とし、これが取得原価に比べ50％以上下落した場合には、原則として減損処理を行う方針としております。

③ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

各社の事業計画は、企業を取り巻く経営環境及び市場の動向等に基づき策定されており、事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

④ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　12,799千円

２．運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	665,000千円
借入実行残高	465,000
差引額	200,000

3．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	5,014千円
短期金銭債務	10,486

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業取引（収入分）	41,058千円
営業取引（支出分）	196,434
営業取引以外による取引高	
営業取引以外の取引	76,930

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

普通株式	40株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	622,652 千円
減価償却超過額	47,909
未払事業税	4,999
その他	45,583
繰延税金資産小計	721,144
繰越欠損金に係る評価性引当額	△622,652
評価性引当額	△81,987
評価性引当額小計	△704,639
繰延税金資産合計	16,504
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△813
繰延税金負債合計	△813
繰延税金資産（負債）の純額	15,691

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社名等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.	所有直接100%	役員の兼任経営指導ソフトウエアの開発	ソフトウエアの開発委託（注２）	74,464	未払費用	5,521
				経営指導料の受取（注３）	3,702	未収入金	618
子会社	株式会社キャスターテックジャパン	所有直接100%	役員の兼任経営指導	経営指導料の受取（注３）	2,283	未収入金	249

（注）１．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．ソフトウエアの開発委託料については、市場価格を勘案し、協議の上決定しております。

3．経営指導料については、業務の内容を勘案し、協議の上決定しております。

（収益認識に関する注記）
連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）
1．1株当たり純資産額　383.19円
2．1株当たり当期純損失　10.66円

（重要な後発事象に関する注記）
（連結子会社からの配当金）
当社は、2026年10月22日開催の取締役会において、下記のとおり連結子会社より配当金を受領することを決議いたしました。
1．配当金の概要
(1) 配当金額　：30,000千円
(2) 配当受領日（予定）：2026年11月30日
(3) 配当実施会社　：株式会社キャスターテックジャパン
2．業績に与える影響
本件に伴い、当社は翌事業年度において、同社からの当該受取配当金30,000千円を営業外収益に計上する見込みです。なお、連結子会社からの配当であるため、翌連結会計年度の連結業績・連結計算書類における純資産の構成に与える影響はございません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２６年１０月２６日

株式会社キャスター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島村	哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	彌武佑一	

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社キャスターの２０２５年９月１日から２０２６年８月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャスター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２６年１０月２６日

株 式 会 社 キ ャ ス タ ー
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　島　村　　哲
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　彌　武　佑　一

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社キャスターの２０２５年９月１日から２０２６年８月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月27日

株式会社キャスター監査役会

監査役（常勤）　髙本龍拡

監査役（社外監査役）　菊地加奈子

監査役（社外監査役）　佐藤未央